

中国における職務発明条例(草案)と科学技術成果転化促進法(改正)の解説



天達共和法律事務所

張青華

天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。パートナー弁護士である張青華氏は数多くの外国企業の法律顧問を務め、商標、特許、実用新案、意匠権侵害訴訟を代理している。

修正が重ねられてきた職務発明規程(草案)が2015年中国国務院(日本における内閣に相当)に提出された後、その公布および施行の時期や現行の各社の社内規程の見直し時期などに関する質問を数多く受けている。公布および施行に至らず、2016年を迎えたが、注目すべきは2015年に改正され、同年10月1日に施行された「科学技術成果転化促進法」(以下「転化促進法」という)である。改正後に施行された転化促進法には、科学技術成果の実施に関し、職務発明条例(草案)と同様な趣旨の規定が設けられている。

1. 転化促進法について

職務発明に関する法律として中国専利法(日本における特許法に相当)、専利法実施細則(日本における特許法施行規則に相当)等については、日本においても知られるようになったが、転化促進法については、まだ十分な情報がない。そこで、転化促進法について紹介する。

転化促進法は1996年5月15日に中国全人代常務委員会の第19回会議において採択され、同年10月1日に施行された法律である。

当該法律にいう転化の趣旨(転化促進法第2条)は、生産力の向上を目指し、科学技術成果に対する継続的な実験、開発、応用を行うことなどにより、新たな技術、工程、材料、製品を作り上げ、産業活動を発展させることにある。

転化促進の内容には、

- (a)自らの投資により転化を実施すること
 - (b)他人に当該科学成果を譲渡すること
 - (c)他人に当該科学技術成果を使用許諾すること
 - (d)当該科学技術成果を提携の条件として、他人と共同で転化を実施すること
 - (e)当該科学技術成果を評価し、持分または出資の比率として投資すること
 - (f)その他の協議により確定する方法
- が挙げられている。

転化促進法により、転化に貢献した発明者に対し、報奨を与えなければならない。また、その報奨金額についても法律で明確に規定されており、今回の改正法ではその金額が大きく引き上げられている。

転化促進法第45条には以下のとおり規定されている。

科学技術成果を完成した機構は、科学技術要員と報奨および報酬の方式と金額について機構としての規定も個別の約定も定めていない場合には、以下に掲げる基準に従い、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした者に報奨と報酬を給付する。

- (1)当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、その実施を他人に許諾した場合、当該科学技術成果の譲渡または許諾による純収入の50%以上の割合とする
- (2)当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合、当該科学技術成果によって形成された持分または出資の比率の50%以上の割合とする
- (3)当該職務科学技術成果を自ら実施するか、または他人と協力して実施する場合には、転化を実施し操業に成功した後、連続して3年間ないし5年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益の5%以上の割合とする

上記規定により、改正転化促進法は報酬の比率を旧法の20%から50%まで大幅に引き上げられた。

さらに転化促進法第44条には、科学技術成果を完成させた機構は、機構の規定または科学技術要員の約定により報奨と報酬を給付し、その報奨と報酬の方式、金額および時期を定めることができ、機構が関連規定を作成するときに、本機構の科学技術要員の意見を十分に聞き取り、機構において関係規定を公開すべき旨が定められている。

2. 転化促進法と職務発明条例の関係

転化促進法は全人代常務委員会により制定された国家法であり、特許法および特許法実施細則と同じ上位法となる。

今後、公布および実施される「職務発明条例」は国務院から公布された場合、職務発明の報奨規程に関する行政法規という位置づけになり、特別法とも言える。

中国の立法法により、特別法は国家法と抵触してはならない。今後、各企業で制定される職務発明社内規程は、特許法等の関連法に従うだけでなく、具体的な内容については職務発明条例の適用を受けることになる。

現在、国務院で審議されている職務発明条例がいつ公布施行されるかは不明であるが、2015年10月1日に施行された「転化促進法」で改正された報奨に関する規定は、今後、公布施行される予定の職務発明条例の内容を反映するものとも言える。

なお、「転化促進法」は国有企業および研究開発機関に対するいくつかの特別規定を設けており、特に国が出資している研究開発機関に対しては、科学研究機関によるイノベーションを引き出すため、国有資産の管理方法を明確にし、研究開発機関に科学成果の転化に対する権限を幅広く与えている。また、転化促進法により、国有企業や事業部門が約定する奨励金は法律に規定される比率より下回ってはならないとされている。

3. 今後の職務発明社内規程の作成にあたって

現行特許法および転化促進法等の関連法規によれば、職務発明および実施報奨については社内規程を制定するか、または発明者との間で約定することができるとなっている。そのいずれも定めていない場合、法律に規定される金額を支払うことになる。

現在国務院で審議されている職務発明条例にも同様な趣旨が設けられている。企業が自社の社内職務発明報奨制度を検討する際には上記の原則を念頭に置く必要がある。

転化促進法の施行に伴い、職務発明条例の公布施行も時間の問題とすることができ、各社においては社内職務発明規程の制定はもはや回避できない課題となるであろう。

■参考情報

- ・ 中華人民共和国科学技術成果転化促進法

(編集協力：日本技術貿易株式会社)